

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT 政策）		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 14：電波利用料財源電波監視等の実施			22 年度	23 年度	担当部局	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室
基本目標	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。		予算額	70,883 百万円	71,825 百万円		
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第 103 条の 2 第 4 項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料については、少なくとも 3 年毎に見直しを実施しており、有識者を交えた公開による検討会の開催や、パブリックコメントの募集などオープンなプロセスを経て電波利用共益事務の効率性、有効性等について検討している。		執行額	68,274 百万円		作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 荻原 直彦
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】			21 年度実績	22 年度実績		
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図る。	1	重要無線通信妨害への措置率 100% 【23 年度】	重要無線通信妨害への措置数自体は、実際の混信・妨害の状況等により変動するものであるが、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	申告数：513 件 措置数：454 件 (措置率：88%)	申告数：689 件 措置数：689 件 (措置率：100%)	重要無線通信妨害に迅速に対応するため、平成 22 年 4 月から、重要無線通信妨害に関する申告の 24 時間受付体制を整備するとともに、休日・夜間の移動監視体制を強化することにより、重要無線通信妨害の迅速な排除に取り組んだ。 また、平成 21 年度から平成 22 年度の申告件数は 513 件から 689 件に増加し、その措置についても、平成 21 年度は 454 件であったのが、平成 22 年度は 689 件と、全ての申告に対応することができた。 以上のように、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持に寄与した。	
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して電波を利用できる環境を整備する。	2	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合 80% 【23 年度】	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (研究件数：14 件)	100% (研究件数：6 件)	電波が人体等に与える影響を科学的に検証するため、疫学調査、動物実験、細胞実験、評価技術の開発等を行った。 研究成果に対する外部専門家による評価結果は、約 97%の研究において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定されていることから、安心して安全に電波を利用できる環境の整備に寄与した。	
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図る。	3	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数 電波の安全性に関する説明会を各地方局で 1 回以上かつ全国で 16 回以上開催 【23 年度】	説明会・周知啓発活動の開催回数を、周波数使用等に関するリテラシー向上に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	・電波の安全性に関する説明会を日本全国で 25 回開催。 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動を日本全国で 112 回の実施。	・電波の安全性に関する説明会を日本全国で 22 回開催。 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動を日本全国で 95 回の実施。	電波の安全性に対する国民の理解を増進するため、全国で説明会を 2 年間で 47 回開催することができ、電波に対する正しい知識の普及啓発に努めた。 また、民間ボランティア（電波適正利用推進員）により、電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動（電波教室）を平成 21 年度は 112 回、平成 22 年度は 95 回と、合計 207 回行った。 さらに、電波利用に関する相談・助言や街頭などにおける周知啓発リーフレットの配布などのボランティア活動と合わせて平成 21 年度に 2,641 件、平成 22 年度に 892 件の活動を行い、延べ 112 千人に対して周知啓発活動を行った。 以上のように、説明会等の実施により、リテラシー向上に寄与した。	

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】			21年度実績	22年度実績		
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図る。	4	・総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く) ・電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	・無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保(システム稼働率) ・60%(電子申請率) 【23年度】	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。	・無線局数：117百万局(前年度比4.1%増) ・システム稼働率：99.9% ・電子申請率：53.8%	・無線局数：121百万局(前年度比3.8%増) ・システム稼働率：99.9% ・電子申請率：61.6% ※上記数値は平成22年度末の速報値	無線局数が増加する中、システムの運用については99.9%と高いシステム稼働率を維持できている、これにより平成20年度から平成22年度までの3カ年間で延べ100万件を超える申請に対して円滑な処理を実現した。 また、各種イベント時における利用者へのきめ細かいPR等により、電子申請率については平成22年度末時点で平成23年度目標値(60%)を1年早く達成した。 以上のように、事務効率化と利用者の利便性向上に寄与した。
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応する。	5	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件：13件)	100% (終了案件：9件)	外部専門家による評価の結果、平成21・22年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、施策目標の達成に向けて着実な成果が上がっている。
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減することにより、電波の有効利用を促進する。	6	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	技術試験事務の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件：11件)	100% (終了案件：7件)	外部専門家による評価の結果、平成21・22年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、施策目標の達成に向けて着実な成果が上がっている。
条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保する。	7	携帯電話等エリア整備事業により実施された補助件数	172件 【23年度】	条件不利地域における電波の有効利用の促進という施策目標の達成度を定量的に示す一つの指標として、携帯電話等のエリア化される補助件数を指標として設定。	1,008件	193件	平成22年度において、携帯電話等エリア整備事業によりエリア化を実施するため、193件の補助金の交付決定を行ったことにより、携帯電話の不感地域がより縮小したことから、電波の適正利用の確保に寄与した。
	8	地上デジタル放送への完全移行 (地上アナログ放送終了)	(岩手県、宮城県及び福島県を除く都道府県) 平成23年7月24日 【23年度】 (上記3県) 平成24年3月31日 【23年度】	地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)は、地上テレビ放送で使用する周波数を約2/3に節減するために不可欠なプロセスであり、施策目標の達成度を直接示す指標として設定。	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業等を実施。	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業等を実施。	平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)に向けて、国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、受信相談体制等の抜本的強化、受信機器購入の支援等、送受信環境の整備等の支援を実施した。 なお、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が平成22年12月現在94.9%になるなど、国民のデジタル化対応は順調に進捗し、予定どおり地上デジタル放送への完全移行を達成した(東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県においては、平成24年3月31日に地上デジタル放送へ完全移行する予定である。)ことから、電波の有効利用の促進に寄与した。

※ 平成22年度目標設定表においては目標(値)等を設定していないため、平成23年度目標設定表を参考に評価を実施している。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	電波監視業務の実施	5,541 百万円	5,528 百万円	1	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備・不法無線局の取締りを実施する。 重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を実施する。
2	電波の安全性に関する調査の実施及び評価技術	913 百万円	843 百万円	2	世界保健機関（WHO）は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年（平成8年）に発足させ検討を進めており、2013年（平成25年）頃に取りまとめ予定である。 本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、（1）WHO 優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究（生体電磁環境研究）の実施、（2）生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、（3）ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。
3	周波数使用等に関するリテラシーの向上	242 百万円	201 百万円	3	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。
4	総合無線局監理システムの構築と運用	5,957 百万円	5,791 百万円	4	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等（年間約30～60万件）を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。
5	電波資源拡大のための研究開発	7,243 百万円	7,362 百万円	5	周波数の逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。
6	周波数逼迫対策技術試験事務	3,293 百万円	3,819 百万円	6	周波数の逼迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準（電波の質、通信品質、制御方式等）を策定する。
7	無線システム普及支援事業・遮へい	42,138 百万円	43,056 百万円	7、8	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局建設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。 地上デジタル放送への完全移行に向けて、国民が円滑に地上デジタル放送に移行することができるよう、デジタル放送受信に関する相談体制の強化、受信機器の購入支援、電波が届かない過疎・離島地域などでの支援、電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援等を実施する。
政策全体の 総括的な評価		<p>電波利用の拡大に伴い、無線局数の増加や新たな無線システムの導入等により周波数が逼迫している中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている ・電波の安全基準に関する課題の優先順位付けをしつつ、研究等を着実に実施している ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を着実にやっている ・無線局が増加し続けている中、総合無線局監理システムは着実に運用されているほか、電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している <p>ことから、電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果をあげているものと認められる。 引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>			

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
学識経験を有する者の知見の活用	-	-	-
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>総務副大臣が主宰した電波利用料制度に関する専門調査会(平成22年4月19日～7月30日開催)において、(1)既存用途の歳出の効率化、(2)電波の有効利用の一層の促進、(3)電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性について御意見いただき、本評価書の作成に当たって参考とした。</p> <p>「電波利用料制度に関する専門調査会」構成員(五十音順、敬称略)</p> <p>北 俊一 株式会社野村総合研究所上席コンサルタント 高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授 土居 範久 中央大学研究開発機構教授 土井 美和子 株式会社東芝研究開発センター主席技監 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科准教授 三友 仁志 早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授</p>		

- 電波利用料制度に関する専門調査会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyouryou/index.html)
- 「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の公表及び意見募集の結果 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban11_01000002.html)